

埼玉県産業技術総合センター運営委員会傍聴要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、「附属機関等への県民参加の促進に関する指針」に基づき、埼玉県産業技術総合センター運営委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の傍聴)

第2条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、原則として、会議の開催日前日までに、別紙様式に必要な事項を記入の上、申込むものとする。

2 傍聴者の定員は、10名とし、申込順とする。

(傍聴できない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物を携帯している者
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属すると認められる者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が傍聴を不相当と認める者

(禁止行為)

第4条 傍聴人は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 許可なく録音機、写真機、撮影機その他これに類するものを持ち込み、使用すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(退 場)

第5条 傍聴人は、委員長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに、退場しなければならない。

(指 示)

第6条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、平成16年8月13日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。